

令和 6 年 2 月 12 日

文教厚生常任委員会

委員長 綾城 美佳 様

文教厚生常任委員 綾城 美佳

文教厚生常任委員会行政視察報告書

下記の日程で行政視察を実施しましたので、別紙のとおり報告します。

記

1. 視察期日及び視察先

令和 6 年 2 月 5 日（月）

愛知県 蟹江町

「文化財保存活用地域計画について」

令和 6 年 2 月 6 日（火）

愛知県 小牧市

「窓口サービスについて」

2. 視察参加名簿

委員長 綾城 美佳

副委員長 米弥 又由

委員 林 哲也

委員 岩藤 睦子

委員 中平 裕二

委員 上田 啓二

委員 江原 健二

委員 ひさなが 信也

以上 8 名

3. 視察報告・所感 別紙

(別紙)

視察先	愛知県 蟹江町			
視察日時	令和 6 年 2 月 5 日（月） 14：00～15：30			
視察項目	文化財保存活用地域計画について			
対応部署名	教育委員会 生涯学習課			
自治体概要	面 積	11.09 km ²	人口 (令和5年4月1日)	37,065 人
	世 帯 数	17,155 世帯 (うち外国人 1,341 世帯)	高齢化率	25.8%
	蟹江町は、愛知県の西南部に位置し、東は名古屋市、北は津島市、西は愛西市、南は弥富市に接しています。町内には蟹江川・日光川・福田川が南北に流れ、それぞれが伊勢湾に注いでいます。行政総面積の全域が海拔 0 メートル地帯である蟹江町は、大小の河川面積が総面積の 5 分の 1 を占める地域特性をもっています。また、「カニエ」と名づけられた地名が、初めて文献に表されたのは、1215 年（建保 3 年）「水野家文書」の中からといわれており、そのころは、一面海に囲まれた土地で、「蟹江郷」や「富吉荘」という名称で呼ばれていましたが、海辺に柳が茂り、多くの蟹が生息していたことから「蟹江」と呼ばれるようになったと伝えられています。 そうしたことから、蟹江町では、水害を乗り越えながら、川からの恵みを得て川とともに発展してきた歴史文化が特色のひとつとなっています。			
視察内容				
この度は、蟹江町文化財保存活用地域計画について、計画作成の経緯、概要、取り組みについて視察を行いました。				
[文化財保存活用地域計画とは] 地域ごとに作成する文化財の保存と活用に関する総合的な計画としており、平成 31 年 4 月 1 日施行の改正文化財保護法により法制化されています。地域の特徴を生かした振興と文化財の継承を目的としており、住民の皆さんも含めて地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。計画の特徴としては、指定や登録の文化財だけでなく、地域の歴史文化を伝える未指定の文化財も対象としています。文化財を個々だけではなく「まとまり」でとらえ、行政と関係機関、住民それぞれが協力して行える保存・活用を考えるものです。 蟹江町においては、蟹江町の資源を様々な視点からの掘り起こし、これまで見逃されていたものも抽出し、専門家、地域の意見をとりまとめて、蟹江町独自の歴史文化を地域全体で保存・活用することや、町民が地域の歴史や文化を知ること、町に愛着と誇りを持ち、より豊かな生活に繋げるために計画を作成されております。				
[蟹江町文化財保存活用地域計画作成着手までの経緯] 平成 28 年度 須成祭(すなり祭り・蟹江町を代表する川祭り)のユネスコ無形文化遺産登録 ・須成祭は国の指定文化財 ・ユネスコ登録を契機にお祭りに対する興味関心が町民のなかで高まり、文化財に関する関心を高めるきっかけとなった。 ↓ 平成 29 年度 上記を受けて、蟹江!観光・産業振興プロジェクト会議が発足 ↓ 平成 30 年度 蟹江町観光交流センター設置し、観光交流センターを活用した観光・産業振興計画が作成された。 ↓ 平成 30 年度 蟹江川かわまちづくり計画策定 ・国の支援を受けた事業(ハード、ソフト両面) ↓ 令和元年度 蟹江町政施行 130 周年記念事業を実施 ・明治 22 年の市町村制が施行されてから蟹江町が存在しており、平成の大合併もしていないため、行政単位としては一番古い町だという意識付けがされ、「歴史のある町」という町民の歴史文化への関心がより高まり、文化財活用のベースができていった。				

↓

令和２年度 第５次蟹江町総合計画
(元年度～ 蟹江町国土強靱化地域計画作成)

蟹江町都市計画マスタープラン

蟹江町緑の基本計画

上位・関連計画がそろって策定され、これらをふまえて作成できる好機であったことから、令和２年度より計画作成開始しております。

【蟹江町文化財保存活用地域計画作成事業】

令和２年度から４年度まで３年かけて計画案を作成してきました。プロポーザル形式で業者を選定し業務委託を行いました。専門職員による調査や協議委員会委員による検討を重ね、文化庁の指導を受けながら作成しました。また、地域とともに取り組んでいくための計画のため、計画の作成も「町民の皆さんの意見を取り入れながら」行っています。

◎蟹江町文化財保存活用地域計画作成協議会

委員 12 名で構成しており、文化財専門家(文化財審議会委員)、文化財所有者、社会教育委員、商工会、観光協会、ガイドボランティア、観光交流センター管理者、県職などが委員になっております。年３～４回(３年で 10 回)委員会を開き、意見徴収をし、委員からいただいた意見は、次の会議で反映した案を示すなどし、調整しております。

【蟹江町文化財保存活用地域計画作成スケジュール】

・１年目(令和２年度)

現地調査 町民アンケート調査 文献調査

小中学生アンケート調査 他市町事例の確認等

町民の皆さんや若い世代へアンケートを行い意見を聞きました。

↓

・２年目(令和３年度)

ヒアリング調査 町民ワークショップ 文化財リスト 課題の洗い出し 蟹江町の特性整理 文化財所在調査 町民の皆さんとどんな取組が必要か、考えるワークショップを行っています。

↓

・３年目(令和４年度)

構想→骨子→計画案作成

シンポジウムの開催 パブリックコメント 町民の皆様と計画について共有しました。

↓↓↓

・令和５年度

前期 認定申請、７月 21 日文化庁長官認定
(愛知県で４番目)

【蟹江町文化財保存活用地域計画の構成】

序章

第１章 蟹江町の概要

第２章 蟹江町の文化財の概要

第３章 蟹江町の歴史文化の特徴

第４章 文化財の保存・活用に関する現状

第５章 文化財の保存・活用に関する将来像

第６章 文化財の保存・活用に関する課題と方針 第７章 文化財の保存・活用に関する措置

第８章 関連文化財群

第９章 文化財保存活用区域

第１０章 文化財の防災・防犯

第１１章 文化財の保存・活用の推進体制

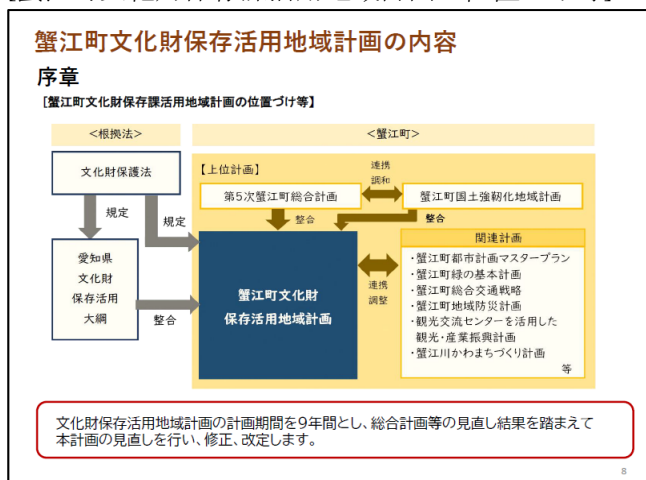
資料編

☆文化財保存活用地域計画の計画期間を９年間とし、総合計画等の見直し結果を踏まえて本計画の見直しを行い、修正、改定します。

[蟹江町文化財保存活用地域計画の内容]

序章

[蟹江町文化財保存課活用地域計画の位置づけ等]



[第1章 蟹江町の概要]

蟹江町は、愛知県の西南部、濃尾平野の低湿地にあり、総面積は約 11.09 ㎢です。日光川・善太川・蟹江川・福田川・佐屋川大膳川の6本の河川が流れ、町を横断するかたちで JR 関西本線や近畿日本鉄道名古屋線、国道 1 号等の幹線道が通っています。町内には須西小学校、蟹江小学校、学戸小学校、舟入小学校、新蟹江小学校の5つの小学校があり、文化財等の整理の際にも、5つの小学校の学区を地域の単位としています。

[第2章 蟹江町の文化財の概要①]

指定等文化財

第2章 蟹江町の文化財の概要① 指定等文化財

【指定等文化財件数】

類型		国		県	町		総数	
		指定等	登録	選択	指定	指定		
有形文化財	建造物	2	7	—	0	0	9	
	美術工芸品	絵画	0	0	—	2	0	2
		彫刻	1	0	—	0	3	4
		工芸品	0	0	—	0	4	4
		書籍・典籍	0	0	—	0	0	0
		古文書	0	0	—	0	0	0
		考古資料	0	0	—	0	0	0
		歴史資料	0	0	—	0	1	1
	無形文化財	0	0	—	0	0	0	
	民俗文化財	有形	0	0	—	0	2	2
無形		1	0	1	0	1	3	
記念物	遺跡(史跡)	0	0	—	0	0	0	
	名勝地(名勝)	0	0	—	0	0	0	
	動植物、地質・地質文化財(天然記念物)	0	0	—	0	2	2	
文化的景観		0	—	—	—	—	0	
伝統的建造物群保存地区		0	—	—	—	—	0	
合 計		4	7	1	2	13	27	





10

[第2章 蟹江町文化財の概要②]

未指定文化財は 500 件を把握しており、分類別件数では、建造物 65 件、文化的資料 99 件、民俗芸能 95 件、遺跡(寺社含む) 133 件、自然・景観 10 件、石造物 65 件、産業 21 件、郷土食 12 件となっております。

☆未指定文化財については、独自の分類を採用しています。

[第3章 蟹江町の歴史文化の特徴]

蟹江町の歴史を語るうえで川、水、海に面して水路が多く、水郷が多いまちであることから、「水郷にまつわる歴史文化」が特徴としており、水郷として育まれたまちの生活。蟹江城と蟹江合戦。水郷のまちの人々が守り伝えてきた祭礼・信仰。水の豊かな土地が育んだ地域ゆかりの著名人(蟹江町出身の大正から昭和にかけて活躍し江戸川乱歩とも近いと言われている蟹江町出身の探偵小説家 小酒井不木(こ

さかいふぼく」)。水害との戦いを乗り越えた歴史を特徴としてカテゴリをまとめています。

[第4章 文化財の保存・活用に関する現状]

町民や子どもたちにアンケート結果をまとめて計画に掲載しています。

①町民アンケート調査の主な内容

●強み

- ・歴史文化へ関心のある人が多い
- ・神社仏閣や史跡等観光地、名所となる場への関心が高い
- ・蟹江町の歴史文化の印象として水郷文化が根付いている
- ・文化財の保存・活用を重要と考えている人が多い
- ・10歳代は歴史文化への関心が高くないが、保存活用は重要と考えている
- ・イベントや祭り等への参加の意欲が高い
- ・継承のためには歴史文化に触れる機会の増加や教育に力をいれるべきと考えている人が多い

●弱み

- ・十代の歴史文化への関心が低い
- ・俳句・和歌・文学作品、古文書等への関心が低い
- ・蟹江町の強みである伝統芸能や祭り、食文化や生活風習に対しての関心は高くない
- ・若い世代で、歴史文化は自分の生活に関係ないと感じるため関心が無い人が多い
- ・ガイドボランティアや伝統芸能の継承等自身が歴史文化を学んで継承していく意欲のある人が少ない。

②小中学生のアンケート調査の主な内容

●強み

- ・歴史文化に興味のある人が多い
- ・歴史上の人物への関心が高い
- ・町独自の歴史文化は須成祭や水郷文化等、川が多く親和性が高いという認識がある
- ・町内祭に楽しんで参加している人が多い
- ・舟入小学校児童は町の歴史文化の認識度が高い
- ・学校教育や行事、地域の祭り等が充実している

●弱み

- ・遺跡や美術品、生活文化への関心が低い
- ・歴史文化に関心が無い人は、好きではないと感じている
- ・須成祭の認知度は高いが、須成神社の認知度は低い
- ・郷土料理を「よく知っている」という人が少ない

[第5章 文化財の保存・活用に関する蟹江町の将来像]

目指す将来像としては、「歴史文化・愛着・誇りを育むまちづくり」をキャッチフレーズしており、蟹江町の総合計画の教育文化のカテゴリと一緒に、上位計画との整合制をとっています。

当町の歴史文化についての発掘が進み理解が深まり、みんなの財産として町民が協力して文化財の保存に努め、それが活用に結びつき、文化財の価値や魅力について広く発信や普及活動が行われることにより、町への愛着や誇りを育み、そして、文化財を活用することで地域が活性化し、次世代への継承へとつながっていくことを目指しています。

- ・方向性1 体制構築文化財を保存・活用していくための取組を実現可能なものとするために、その土台となる取組を行う人材の確保や育成をし、連携体制を整備することで、体制を構築する。
- ・方向性2 把握・保存文化財の調査による把握を行い適切な保存に取り組むとともに、文化財保存のための意識の啓発や仕組みの構築、危機管理推進をはかる。
- ・方向性3 活用・継承文化財の魅力や価値の発信により愛着や誇りを醸成することで、文化財を活用した地域の活性化へとつなげ、次世代への継承をはかる。

第6.7章 文化財の保存・活用に関する課題・方針・措置について

第6.7章 文化財の保存・活用に関する課題・方針・措置		
課題	方針	措置の例
体制構築 ・少子高齢化率により若い手・実力者が不足 ・より充実した蟹江町の文化財の保存・活用のために、更なる関係団体等との連携の強化が必要	文化財の保存・活用に向けた体制を構築する 1-1 文化財の保存・活用に向けた人材の確保と育成 1-2 関係団体等との連携体制の強化	■造成度マイスターやガイドボランティア等の伝道師の育成・支援 蟹江町の歴史文化を伝える人材を育てるため、養成講座の実施や活動の支援を行う ■取組主体：町民、関係機関・学識者等・行政 ■計画期間：年間・半期・短期
把握・保存 ・調査が不十分な文化財がある ・文化財を修復するための技術者の確保が難しい ・資料館の収蔵庫の収容能力 ・資源の取り扱い方が明確に示されていない ・形のないもの等について適切な保存が難しい ・町全体の幅広い歴史文化の保存が見込まれない ・適切に保存されず、貴重な文化財が失われる ・文化財の保存に当たり、財源の確保が不十分 ・文化財の防災、防犯体制や調査研究が不十分	文化財を把握し、適切に保存する 2-1 各種分野の調査による文化財の把握 2-2 蟹江町を特徴づける文化財の適切な保存 2-3 文化財を保存していくための無償所有 2-4 文化財を保存していくための仕組みの構築 2-5 文化財を守るための危機管理の推進	■地域と連携した文化財の保存方法の検討 地域の文化財を地域で保存しているよう、保存方法のアドバイスや、保存すべき文化財リストの共有、情報提供等地域と連携して文化財を保存する方法を検討 ■取組主体：町民、自治会、所有主・行政 ■計画期間：年間・半期・短期 ■町民を巻き込んだ未指定文化財の調査・研究 町民の関心の高い未指定文化財について、町民有志と協働で調査・研究等を行い、情報共有をしながら文化財の把握をし、適切な保存につなげる ■取組主体：町民、所有主、学識者・行政 ■計画期間：年間・半期・短期
活用・継承 ・町民の蟹江町の文化財への関心が低い ・造成度や川、蟹江城以外のイメージは希薄 ・あまり知られていない文化財の活用が不十分 ・アンケートを基にした取組みができておらず、今後の活用が不十分 ・歴史文化をテーマにした活用では、歴史文化に関心がない層に目を向けてもらうことが難しい ・継承において親しみやすい活動が少なく、若い層の具体的な取組みが育ちにくい ・地域や家庭で歴史文化を伝える、触れる機会が少ない	文化財を活用し、次世代へ継承する 3-1 文化財の魅力、価値の発信による発信、啓蒙、啓蒙 3-2 持続可能なまちづくりに向けた、文化財を活用した地域の活性化の推進 3-3 町民同士での文化財に関する情報の共有、次世代への歴史文化の継承	■未指定文化財を含めた文化財のガイドブックや文化財紹介カード発行 文化財のガイドブックを関係機関と協働で作成・発行するほか、文化財の紹介カードを発行し、町民が文化財を気軽に知る素材を充実させ、愛着を高める ■取組主体：町民、関係機関・学識者等・行政 ■計画期間：年間・半期・短期 ■文化財公開や公開事業を利用した取組等を通じた文化財の活用 観光客の来町十一歳以降立派公開を継続するほか、その他の文化財公開や公開事業の活用等、町民が文化財に触れる機会を増やし、歴史文化への理解を深める ■取組主体：町民、所有主、関係機関・学識者等・行政 ■計画期間：年間・半期・短期

第8章 関連文化財群について

任意であるが関連文化財群では、その事柄一つでは外部に PR するには力不足なものでも、グループ化をすれば、歴史文化を語ることができるとしており、蟹江町では、特徴を活かした取組みとして、特徴の5つのカテゴリに沿って、蟹江町ならではの「関連文化財群」を6つ設定し、関連した文化財の一体的な保存・活用に取り組むことで、歴史文化を活かしたまちづくりにつなげています。また、関連文化財群水郷にまつわる歴史文化蟹江町の歴史文化の特徴に沿って、歴史文化をテーマ別にまとめています。

- 「水郷として育まれたまちの生活」→①「水郷のまちの川の恵みと郷土食」
- 「蟹江城と蟹江合戦」→②「蟹江城と天下を決めた蟹江合戦」
- 「水郷のまちの人々が守り伝えてきた祭礼・信仰」→③「受け継がれてきた地域の祭り」④「歴史上の人物と祈りの聖地」
- 「水の豊かな土地が育んだ土地ゆかりの著名人」→⑤「文学のさと蟹江」
- 「水との戦いを乗り越えた歴史」→⑥「川との戦いと共存」

①「水郷のまちの川の恵みと郷土食」では、普及関連文化財群として、受け継がれてきた郷土食が、川と密接に関わってきた生活を今に伝えています。

ストーリーとしては、「蟹江では、かつて漁業が盛んに行われ、米作りも盛んに行われてきました。舟運により、蟹江川沿いを中心に醸造業が発展し、酒や味噌づくりも盛んでした。こうした川の恵みをうけ、もろこ寿司やぼら雑炊、ふなみそ、いな饅頭等、水郷地帯独特の食文化が育まれてきました。水郷のまちで受け継がれてきた郷土食が、川と密接に関わってきた生活を今に伝えています。」としています。

構成要素としては、漁業関連資料・漁具・甘強味淋工場・もろこ寿司・ぼら雑炊(ぼらぞー)・ふなみそ・いな饅頭・あじずし・茶粥・白イチジク(蓬菜柿)等であり、主な取組では、漁業についてのデータ作成・普及・醸造業についての情報発信・講座の実施やレシピの公開・伝統的な食材を使った料理の開発を行なっています。

②「蟹江城と天下を決めた蟹江合戦」を関連文化財群としています。蟹江城と蟹江合戦は、様々な形で伝えられ町の歴史や文化に影響を与えております。

ストーリーとして、「蟹江城は、伊勢湾に臨む水上交通の拠点として永享年間(1429～41)に北条氏により築城されたといわれています。蟹江城をめぐる戦いが幾度ありましたが、中でも有名なのが、小牧・長久手の戦いにおける攻防の一つである「蟹江合戦」で、羽柴秀吉軍と織田信雄・徳川家康軍による激戦が伝えられています。城郭は現存しないものの蟹江城址の石碑や本丸井戸跡があり、町内には蟹江合戦の際に戦火の被害にあったことを伝える寺院や神社が多数あります。また、郷土食である茶粥も蟹江合戦に由来するという伝承が残されています」としています。

構成要素としては、蟹江城址・蟹江城本丸井戸跡・地藏寺・蟹江神明社・伝信長街道・茶粥(米ぢゃ)等とし、主な取組では、調査・情報収集・蟹江城に関する考察・学習の充実・広域で連携した蟹江合戦

(小牧・長久手の戦い)についての情報発信・解説コンテンツの作成等を行なっています。

③「受け継がれてきた地域の祭り」の関連文化財群

では、町内各地に、地域の人々が大切に受け継いできた祭りや芸能があるとし、ストーリーとしては、国指定重要無形民俗文化財でありユネスコの無形文化遺産にも登録されている須成祭をはじめ、蟹江新町日吉神楽や蟹江祭等、秋祭りとして多くの地域で祭礼と関連した芸能が今も行われています。こうした祭礼や芸能とともに各祭礼や行事で用いられてきた神楽屋形、馬具等多種多様な文化財も残されており、各保存会をはじめとした地元の人々によって大切に受け継がれていますとしています。

構成要素としては、須成祭の車楽船行事と神葎流し・蟹江新町日吉神楽・蟹江祭・金箔神楽屋形・猩々旗・祭礼幕・男獅子道具等、主な取組では、

・調査・記録作成・継承活動の支援・郷土芸能の公開機会の充実・祭り道具の写真集出版・公開事業実施・祭道具等の保存施設整備への支援等を行なっています。

④「歴史上の人物と祈りの聖地」関連文化財群では、寺社や遺跡にまつわる伝承の中に、地域の歴史や人々の信仰心がみえてきます。ストーリーとしては、古くから信仰されてきた神社や寺院の縁起や説話等の言い伝えや伝承の中には歴史上との人物に関わるものも多数存在しています。また、蟹江町内にある遺跡の中には、歴史上の人物が訪れて祈りを捧げたと伝えられているところや、その場所が信仰の対象になっているところもあります。こうした伝承は、その土地の成り立ちや人々の信仰心を示すものです。としています。

構成要素としては、富吉建速神社・八劔社・龍照院・須成龍照院のイチョウ・木造大日如来坐像・伝信長街道・蟹江城主先祖代々供養塔・親鸞聖人腰掛石・晴明塚・源氏塚・源氏島八幡社等、主な取組では、調査・研究・周遊ルートの作成・案内看板等の制作を行なっています。

⑤「文学のさと蟹江」関連文化財群では、多くの文学者ゆかりの地である、「文学のさと蟹江」とし、ストーリーとしては、蟹江町には、探偵小説家小酒井不木をはじめとした文学者ゆかりの地が多数あります。江戸川乱歩揮毫の不木碑や、戦時中に蟹江に身を寄せていた吉川英治の句碑、蟹江を訪れた著名な俳人の句碑が多数ある鹿島神社文学苑などのほか、歴史民俗資料館には魅力的な作品や資料が残されています。としています。

構成要素としては、小酒井不木関連資料・不木碑・小酒井不木生誕地碑・鹿島神社文学苑・山口誓子句碑・中村汀女句碑・黒川巳喜句碑・吉川英治句碑等とし、主な取組では、調査・研究・講座の実施・作品に触れる機会の創出・メディアを活用した周知・関連機関との連携を行なっています。

⑥「川との戦いと共存」関連文化財群では、水害を乗り越えながら、川からの恵みを得て発展してきた歴史文化があるとしており、ストーリーとして、町内を幾筋もの川が流れており、土地が低い海拔ゼロメートル地帯であることから、この地に暮らすの人々は治水・利水の工夫を続けてきました。台風等による水害の歴史と、護岸整備や樋門設置等の治水の歴史は、町にとって重要な歴史文化となっています。一方で災害と戦いながらも人々が暮らしを続けてきたのは、漁業や舟運などをはじめとした川からの恵みがあったからだといえます。蟹江の歴史文化は、川との戦いと共存のなかで育まれてきたのです。としています。

構成要素としては、天王橋・御葎橋・飾橋・昇平橋・霞切橋・夜寒橋・蟹江川護岸跡の玉石・戦没者・伊勢湾台風殉職者鎮魂碑・蟹江漁業協同組合記念碑・漁船関連資料等とし、主な取組としては、調査・記録の確認・整理・デジタル技術を活用した広報の実施・周遊ルートの作成・過去の災害から学ぶ講座等の実施・町内団体との連携を行なっています。

第9章 文化財保存活用区域

蟹江町の特徴を活かした取組として、文化財が集中している地区を、周辺環境を含め文化財を核として文化的な空間を創出する区域として「文化財保存活用区域」に位置づけることで、保存活用の起点とし、町全体への波及効果を狙っており、蟹江町では2つの地区を設定しています。

①須成地区蟹江町の北端に位置し、中央を南北に蟹江川が流れ、富吉建速神社・八劔社や龍照院を中心に門前町として栄えた地区です。ユネスコ無形文化遺産に登録された須成祭が開催される地域であり、水郷のまち蟹江を特徴づける文化が残る地区です。地区内には、須成祭ミュージアムを備えた観光交流

センターがあります。

②城地区蟹江城址とその周辺を含む地区です。蟹江城址のほか、地区内には国登録有形文化財である山口家住宅や甘強味淋工場をはじめ、古い商家の建物があり、迷路のようにある細い路地は江戸時代の道筋がそのまま残っているものです。地区内には、蟹江町歴史民俗資料館があります。

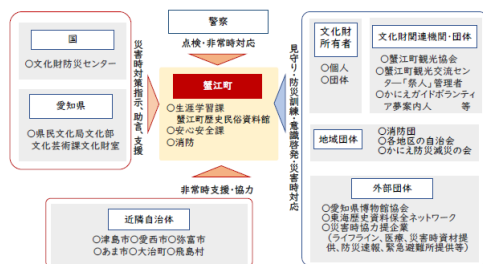
第10章 文化財の防災・防犯

[文化財の防災・防犯の推進体制]

地震などの災害によって文化財が倒壊、崩壊、流出等、文化財への被害状況や問題が後から出てきますが、災害に対する文化財の保護についても計画に記しています。

第10章 文化財の防災・防犯

[文化財の防災・防犯の推進体制]



● 認定後の取組み(令和5年度)

・蟹江町歴史民俗資料館で特別展「蟹江の文化財」を開催し、関連文化財群と保存活用区域に沿って文化財を紹介し、会場で地域計画の概要版を配布しています。

・歴史探訪講座として「蟹江城調査隊」参加者とともに蟹江城についての資料調査や現地調査を行い、蟹江城や蟹江合戦について考察する講座を行なっています。

・ガイドボランティア協働事業として「ガイドボランティアと蟹江を学ぼう」を行っています。ガイドボランティア主導で講座を行い、ガイドボランティアに興味を持つ人を増やし、高齢化しているガイドボランティアの人材育成につなげる講座を行なっています。

・地域計画による町民意識の変化地域の秋祭りで、把握調査で確認した古い祭り道具が公開がされました。町民の方が、自分の住んでいる地区に歴史があることが認識し、文化財への意識が高まっています。

意見交換では

蟹江町は令和5年に計画の認定を受けていますが、早く取り組みが進んだ理由について質疑があり、回答では、認定時点で全国では119の自治体が計画を策定しており、蟹江町は愛知県のなかで4番目となっていますが、須成祭りのユネスコ登録での町民の機運の上昇などがきっかけとなったことや、町民アンケートでは、文化財への関心は60%ですが、保存活動は重要であると答えたのは85%だったので、保存活動は非常に重要であるということもあり、蟹江町は目立つ観光資源も少ないため、観光のまちとしての活性化という目的もあり、町長のリーダーシップのもと計画作成へと繋がっているそうです。町のお土産商品などの開発にも関わっており、以前から後押ししてきた議員や議会の存在や、横江町長がまちをどうしていきたいかという想いが強いことが計画作成に繋がっているとのものでした。

計画作成においての苦労については、計画は3年間でありその前からの取り組みを入れると、新型コロナウイルス感染症蔓延中での計画作成だったため、思うように事業が進められなかったことや、協議会や町民等の意見を計画に反映させること、町内の他部課との連携や、案ができてからの文化庁からのチェックやその対応も大変だったそうです。

また、方言や言い伝え、昔の商店街などのなつかしい風景など形として残っていないものや、保存していく者がいないものは、計画に入れることが難しかったそうです。さらに費用面では、もともと歴史

文化基本構想がなかったこともあり、3年間の計画策定全体で 2700 万円を要しておりますが、そのうち 65%が国の補助で計画を策定されています。

長門市でも、少子高齢化もあり、文化財に関する市民の関心があまり高くないと感じるが、どうやって有形、無形限らず、文化を継承していけば良いかという意見では、関連文化財群でストーリーを作って皆さんが関心を持つようにキャッチコピーをつけてやってはどうかと文化庁からもアドバイスをいただいているとのことでした。

計画策定の効果については、文化財の保護に関する保存計画を作成し、国の補助等についても本計画内にも示してありますが、町内としては、計画に示してあるため、次年度の予算要求がやりやすくなったとのことでした。

現在5期目となる横江町長は観光、環境、改革、健康、教育、国際、共生、子育て、高齢者、郷土の10Kを掲げているようで、文化財についても町長は興味関心が高く協力的な意向のもとで計画を進めてきて、議会、教育委員会、町内のみんなでやっていきたいという町長の思いがひとつ形になったような計画となっているとのことでした。



▼議場にて



▼視察で議長の挨拶のようす



所 感

文化財保存活用地域計画とは、平成 31 年 4 月に施行された改正文化財保護法において創設された制度で、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランであり、わかりやすく言うと総合計画の文化版であります。この計画では、指定や登録の文化財だけでなく、地域の歴史文化を伝える未指定の文化財も対象としています。文化財を個々だけではなく「まとまり」でとらえ、地域の特徴を生かした振興と文化財の継承を目的とし、住民の皆さんも含めて地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことを目的としています。

今回の視察では、蟹江町が今後どのようにして文化財を保護、活用していくのか。また、早くに計算策定に至った経緯を視察しましたが、須成祭りのユネスコ登録という幸運もありましたが、やはり、首長のリーダーシップや観光や文化に関する強い思いが一番大きかったのであろうということがよくわかりました。また蟹江町では、随分以前から、町内に、職員として学芸員を配属しており、教育委員会の文化保存継承に対する取り組みの優先度を感じました。

現在長門市では、萩市や山口市のようにこれまで文化財の保存と活用に関する基本的な方針をまとめた「歴史文化基本構想」を作成しておらず、文化財保存活動について大きく遅れをとってきました。しかしながら、ヒストリアながとの開設等を機に、令和5年時点で全国で 119 自治体が計画策定しており、議会の一般質問においても計画策定の早期着手が指摘されているため、今後、議会としても今回の視察を契機に、計画策定の早期着手に向けて提言していきたいと思います。

(別紙)

視察先	愛知県 小牧市			
視察日時	令和 6 年 2 月 6 日（火） 9：00～10：30			
視察項目	窓口サービスについて			
対応部署名	福祉部市民窓口課			
自治体概要	小牧市の位置	北緯：35 度 17 分 東経：136 度 54 分 東西最長：14.82 km 南北最長：9.22 km	面 積	62.81 ㎞ ²
	人口 (令和5年1月1日)	150,434 人 (男性 75,987 人 女性 74,447 人)	世 帯 数	69,348 世帯
	小牧市は、名古屋市の北方約 15 キロメートル、濃尾平野のほぼ中心に位置しており、昭和 30 年 1 月 1 日に 3 町村が合併し人口約 3 万 2 千人、県下 21 番目の市として誕生。昭和 38 年に北里村と合併して、現在の市の規模となりました。 昭和 34 年、当地方に未曾有の被害をもたらした伊勢湾台風による復興を契機に、農業依存からの転換と財政基盤の確立のため、積極的な工場誘致と大型団地の誘致を図ってきました。高度経済成長期に入ると、中部の空の玄関名古屋空港、さらには名神高速道路・東名高速道路・中央自動車道の 3 大ハイウェイの結節点という立地条件にも恵まれ「小牧菜どころ米どころ」といわれたかつての田園都市から、陸上交通要衝都市の性格を有する内陸工業都市へと大きく変貌し、中部の中核都市へと発展しました。 また、小牧市を大きく変貌させた事業の 1 つに桃花台ニュータウンの建設事業があります。桃花台ニュータウンは、愛知県を事業主体として、322 ヘクタールの新住宅市街地開発事業により開発が進められました。さらに、平成 13 年には名古屋都心部と小牧インターチェンジを直結する名古屋高速道路高速 11 号小牧線が開通し、陸上交通要衝としての地位をさらに確固たるものとししました。 一方、春の桜、夏の深緑、秋の紅葉、そして冬の雪化粧と、四季折々にその姿を変え、市民に憩いと安らぎを与えてくれる本市のシンボル小牧山は、1563 年（永禄 6 年）天下統一を目指す織田信長がここに築城して戦国の風雲の中に登場しました。「本能寺の変」のあと天下の情勢は再び流動。次の覇者、豊臣秀吉が徳川家康と小牧山をめぐる攻防戦を展開した「小牧・長久手の合戦」で歴史にその名をとどめており、昭和 2 年には国の史跡指定を受けております。			
視察内容				
今回は、愛知県内では以前から、役所の窓口をあちこち巡ることなく「ワンストップ」で対応するサービスが各地で始まっていますが、そのなかでも今回は昨年庁舎も新しくなった小牧市の窓口サービスについて視察を行いました。 小牧市では、基本的な窓口業務のほかに、特徴としては、仕事の行政手続きのワンストップにおけるおくやみコーナーの設置や、市独自で行っている転入予約型ワンストップ窓口の導入、休日開庁、こまきスマート窓口などの導入、市民窓口課等業務委託を行い、市民サービスの向上と窓口サービスの効率化を図っております。 おくやみコーナーでは、事前予約制でそれ専門の部屋を確保し、対応部署は市民窓口課他 12 課、対象事務手続き約 50 種類としており、そこでほとんどの事務が終わるようになるため、ご家族などの負担軽減を図っています。また、運転免許証の返還など、市役所以外の手続きについて手続き先をご案内しています。 市独自で行なっている転入予約型ワンストップ窓口では、1 日 4 枠の時間帯に必要な手続きを事前に予約でき、対象手続き(障害サービスや介護保険は対象外)であれば一ヶ所の窓口で済ませることが可能です。また、事前に予約を行うことで、通常よりも短い時間で手続きを終えることができます。 休日開庁では、毎週日曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分(年末年始除く)となっており、取り扱い業務では、住民異動、外国人居住地届け、マイナンバーカード関係、児童手当、印鑑登録、市税等の収納、証明書の発行、パスポートの交付等となっております。 こまきスマート窓口では、窓口を利用する方が申請書等を記入することなく、職員に申請内容を伝				

え、本人確認書類を提示した後、職員が作成した申請書等に「確認・署名」をする本市の新しい窓口スタイルです。書類の記載方法に悩む必要がなくなり、氏名や住所等を何度も書く必要がなくなるため、簡単に手続きが行えるようになります。

市民窓口課等業務委託については、小牧市市民窓口課及び各支所並びに各市民センターにおける各種業務を民間委託することにより、民間事業者の技術と創意工夫を活用することにより一層の快適な市民サービスを提供し、業務の質の維持及び向上を図ることを目的として、民間企業に窓口業務の一部を委託しております。

意見交換では、市民窓口課等業務委託の導入について、外部委託する理由と事務範囲、期待される効果について、記録がないので分からないが、当時、民間のアウトソーシングの先駆けとして窓口の民間委託を進めたのではないかと。業務内容としては、住民票や証明書等の発行や申請事務などを委託しています。職員の業務の負担軽減や業務の効率化のため行なった。また、職員は移動があるため、外部委託業者の職員さんのほうが人が変わらないため、慣れていて詳しい場合があるのと、市の職員が他の業務に専念できるとしています。

個人情報については、厳しく制限、毎月業者との意見交換、研修等を行っています。

業者選定方法としては、昔は毎年入札でしたが、毎年だと業者が人材確保が難しいなどで辞退するなどや質の追及などの理由によりプロポーザルに変更して3年間の委託契約としているとのことでした。プロポーザルなので、提案内容があるため、金額のみの判断がなくなるため良い。

毎週日曜日に休日窓口を実施されていますが、来庁者の状況と市民の反応については、小牧市は10,000人くらい外国人がいるため、休日窓口は外国人も多いそうです。オンライン手続きより対面のほうが良いとのことでした。職員さんは各係から職員が2名ずつ、委託業者含めて、12、3人体制でやっているそうです。

また、情報漏洩などの問題は地方自治法に基づき対応しているので今現在問題はなく、失敗したと思うことはあまりないとのことでした。財政面については、入札ではなくプロポーザルのため、高くなることもあるため、効率化できるところは色々工夫しながらやっているとのことでした。また、愛知県内では窓口業務の民間委託について導入しているところは増えてきており、他自治体でも、とくに問題があると聞いたことはないとのことでした。

こまきスマート窓口については、令和3年度にトップダウン形式で始まり、転入については令和4年から初めております。支所については人員体制が整った団塊の令和4年後半から導入しております。こちらのほうは、行政改革課が主導して行われております。スタート市役所では、申請書の記入は市の職員さんや外部委託している職員さんが行なっているもので、通常の半分くらいの時間で手続きが終わるので、待たせる時間が減ったことと、職員の業務の効率化が図られていると思うとのことでした。

おくやみコーナーでは、職員さんがガリレー方式で対応しており、1日5枠を設け予約で行っており、大体1時間くらいで手続きが終わります。

また、市独自でおくやみハンドブックを作成しており、窓口で渡すか、お葬儀会社を通じてハンドブックを渡しており、ご家族の方が困らないような配慮を行っております。また、おくやみコーナーの利用率は大体50%~60%くらいだそうです。

窓口のバリアフリー対応については、総務課に手話ができる方はいるが、これまで呼んだことはない。施設面では、机を低く設けたり配慮をしているとのことでした。また小牧市では、外国人が多いため、他課に、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語ができる外国人の通訳者を会計年度任用職員を3人採用しており、休日開庁ではタブレットを使って、通訳と繋いでいるとのことでした。

▼窓口見学



▼窓口見学 民間委託業務のようす



▼おくやみコーナー



▼おくやみコーナー



▼男子トイレ サニタリーボックス設置



▼小牧市役所内 赤ちゃんルーム



▼委員長挨拶



▼視察のようす



▼窓口見学



▼議場にて



所 感

市役所の窓口では、戸籍・住民票等の「証明書の発行」や、国民年金も含めた各種「申請等の受付」、及び住所異動や戸籍関係を中心とした「届出の受理等」が主な仕事となっておりますが、近年は、住民視点での窓口サービスの充実が求められており、窓口サービスの向上やデジタル化が求められています。

窓口で、親切で心のこもった窓口対応をしてもらうことは、障害の有無、国籍を問わず、すべての市民にとっての希望であり、この願いを実現することが、市役所に与えられた役割であると考えますが、昨今の厳しい時代変化の中で、市政に対するニーズはますます多様化しており、提供するサービスの質も市民から期待される水準が高まっています。窓口に来られる方に、正確な知識や情報を提供し、公平で適正かつ迅速な事務処理を行い、さまざまな立場の市民の方に寄り添った親切で心のこもった対応を提供する、そうした質の高いサービスが求められてきています。そうしたことから、窓口サービスの向上は、永遠の行政テーマでもあり、市民サービスの原点ともいえます。

予約型転入ワンストップ窓口サービスや、書かせないスマート窓口の導入、外国人に対応した窓口サービス、おくやみガイドブック作成など、小牧市独自の窓口サービスを視察しましたが、今回の学びを、本市の窓口サービスの更なる充実に向けて参考にしていきたいと思ひます。